

改正

平成23年 4月22日規則第32号

平成28年 3月24日規則第15号

三次市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び三次市景観条例（平成19年三次市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、三次市景観計画区域内における行為届出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、別表の行為の種類欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、別表に掲げる縮尺の図書によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができる。

3 前項の別表に掲げる図書のうち、予想図については、当該地点の将来の景観を予想できる場合は、透視図を立面図に替えることができる。

4 市長は、第2項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

5 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為の完了の日前までに住所又は氏名に変更があったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

6 法第16条第2項の規定による変更の届出は、三次市景観計画区域内における行為届出書により行うものとする。この場合において、第2項、第3項及び第4項に規定する図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

(適合通知)

第4条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が三次市景観計画（平成19年三次市告示第74号）に定められた当該行為についての制限

に適合すると認めるときは、三次市景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（勧告）

第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

（行為の通知）

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、三次市景観計画区域内における行為通知書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 第3条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の通知書を提出する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「届出書」とあるのは、「通知書」と読み替えるものとする。

（命令）

第7条 法第17条第1項及び第5項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

（状況報告書）

第8条 法第17条第7項及び法第45条の規定による報告は、状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（身分証明書）

第9条 法第17条第8項及び同法第23条第3項の規定による原状回復等を行おうとする者及び立入検査又は立入調査をする者の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）による。

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第10条 条例第9条第1項第6号の規則で定めるものは、建築物の増築、改築又は移転で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるものとする。

（指導）

第11条 条例第13条の規定による指導は、指導書（様式第8号）により行うものとする。

（要請）

第12条 条例第14条の規定による要請は、要請書（様式第9号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

第13条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（景観重要建造物の標識）

第14条 法第21条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 名称

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第15条 法第22条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第16条 法第27条第3項の規定により準用する同法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第12号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第17条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(景観重要樹木の標識)

第18条 法第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 樹種

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第19条 法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第20条 法第35条第3項の規定により準用する同法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物の所有者の変更の届出)

第21条 法第43条の規定による景観重要建造物の所有者の変更の届出は、景観重要建造物所有者変更届出書(様式第16号)により行うものとする。

(景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第22条 法第43条の規定による景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要樹木所有者変更届出書(様式第17号)により行うものとする。

(建築物等の建築等完了等の届出)

第23条 条例第23条の規定による建築物等の建築等完了等の届出は、景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書（様式第18号）により行うものとする。

（景観評価員）

第24条 景観評価員は、再任されることができる。

（景観形成協議会の認定の申請）

第25条 条例第27条第1項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けようとする団体の代表者は、景観形成協議会認定申請書（様式第19号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 団体の規約
- （2） 活動の対象となる区域（次条において「活動区域」という。）を示す書類又は図面
- （3） 役員及び構成員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した書類
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（景観形成協議会の認定の基準）

第26条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、認定を行うことができる。

- （1） 申請した団体の活動の目的及び内容が、三次市景観計画に定める良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって、その面積がおおむね3,000平方メートル以上のものであり、また、その目的の実現に向けて実質的又は継続的な活動が行われると見込まれるものであること。
- （2） 申請した団体の規約において、次に掲げる事項が定められていること。
 - ア 団体の名称
 - イ 団体を組織する目的
 - ウ 団体の活動区域
 - エ 団体の活動内容
 - オ 事務所の所在地
 - カ 構成員に関する事項
 - キ 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
 - ク 会議に関する事項
 - ケ 経費及び会計に関する事項

（認定の決定）

第27条 市長は、第25条の規定により認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定し、景観形成協議会認定通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

（景観形成協議会の変更の届出）

第28条 景観形成協議会の代表者は、当該景観形成協議会の規約等に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（景観形成協議会の認定の取消し）

第29条 市長は、景観形成協議会が第26条第1号及び第2号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったときは、認定を取り消すことができる。

（面積及び高さの算定方法）

第30条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 延べ面積 建築物の各階で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積の合計による。
- （2） 建築物の高さ 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。
- （3） 工作物の高さ 工作物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。
- （4） 見付面積 鉛直投影面積による。ただし、地面を構成する平面状の工作物又はその部分にあつては、水平投影面積による。
- （5） 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

行為の種類	図書		
	種類	縮尺	内容
建築物の建築等	位置図	1 / 2, 500以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該

工作物の建設等			敷地の周辺の状況を表示する図面
	現況写真	—	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	1 / 100以上	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	敷地等断面図	1 / 100以上	建築物又は工作物の敷地境界の位置及び敷地の地盤との高低差を表示する図面
	立面図	1 / 50以上	彩色が施された2面以上の立面図
	予想図	—	現況写真に建築物又は工作物の透視図を合成し、当該地点の将来の景観を予想した図面
土地の区画形質の変更	位置図	1 / 2,500以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真	—	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	設計図	1 / 100以上	設計図又は施工方法を明らかにする図面
	土地利用計画図	—	土地利用計画を明らかにする図面
鉱物の掘採又は土石等の採取	位置図	1 / 25,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真	—	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1 / 100以上	当該区域内における採取場、廃土堆積の位置、高低差等を表示する図面
	丈量図(求積図)	—	丈量を明らかにする図面
	平面図	1 / 1,000以上	当該行為を行う土地の平面図
	縦断面図及び横断面図	1 / 1,000以上	当該行為を行う土地の縦断面を明らかにする図面及び横断面を明らかにする図面

	廃土石堆積方法設計書及び廃土石堆積方法計画図	—	廃土石堆積方法設計を明らかにする図書及び廃土石堆積方法計画を明らかにする図面
	土留施設設計書及び土留施設計画図	—	土留施設設計を明らかにする図書及び土留施設計画を明らかにする図面
	採掘終了措置図	—	採掘終了措置を明らかにする図面
	遮へい措置図	—	行為中の遮へい物の位置, 種類, 構造, 規模等を明らかにする図面
	予想図	—	現況写真に当該行為を行う透視図を合成し, 当該地点の将来の景観を予想した図面
屋外における物の集積又は貯蔵	位置図	1 / 25,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真	—	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1 / 2,500以上	当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置, 種類, 構造, 規模, 高低差等を表示する図面
	立面図	1 / 50以上	彩色が施された2面以上の立面図
	予想図	—	現況写真に当該行為を行う透視図を合成し, 当該地点の将来の景観を予想した図面

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第9条関係)
様式第8号 (第11条関係)
様式第9号 (第12条関係)
様式第10号 (第13条関係)
様式第11号 (第15条関係)
様式第12号 (第16条関係)
様式第13号 (第17条関係)
様式第14号 (第19条関係)
様式第15号 (第20条関係)
様式第16号 (第21条関係)
様式第17号 (第22条関係)
様式第18号 (第23条関係)
様式第19号 (第25条関係)
様式第20号 (第27条関係)